

和歌山県太陽光発電保守点検事業者データベース登録制度実施要領

第1 趣旨

この要領は、太陽光発電の長期安定的な発電の継続に向けたサポート体制を構築することを目的に、知事が定める要件を満たす太陽光発電保守点検事業者をデータベースに登録し、公表することについて必要な事項を定めるものである。

第2 定義

この要領において、「太陽光発電保守点検事業者」とは、発電事業者等の依頼により、太陽光発電設備（出力10キロワット以上のものをいう。以下同じ。）の保守点検業務を行う事業者をいう。

第3 登録の申請

太陽光発電保守点検事業者データベースへの登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、太陽光発電保守点検事業者データベース登録申請書（別記第1号様式）に必要書類を添えて、知事に提出するものとする。

第4 登録

知事は、登録申請者が次の1から4までに掲げる要件のいずれにも適合すると認めるときは、太陽光発電保守点検事業者データベースに登録し、太陽光発電保守点検事業者データベース登録通知書（別記第2号様式）により、その旨を通知する。

- 1 県内に本社又は事業所を有する法人又は個人であること
- 2 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）（以下「電気工事業法」という。）第3条第1項、第17条の2第1項又は第34条第4項若しくは第5項の規定による登録等をしていること
- 3 和歌山県内に設置されている太陽光発電設備の保守点検業務に係る契約実績を5件以上有すること
- 4 次のいずれにも該当しないこと
 - （1）和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
 - （2）法人にあっては、その役員のうち（1）に該当する者のあるもの
 - （3）本制度による登録を取り消され、又は電気工事業法その他関係法令に違反し処分等を受けた場合にあつては、その処分等の日から2年を経過しない者
 - （4）知事が登録事業者として不相当と認める者

第5 登録事業者の責務

- 1 第4の規定により登録を受けた太陽光発電保守点検事業者（以下「登録事業者」という。）は、電気工事業法その他関係法令の遵守の下、太陽光発電設備の保守点検業務を適切に行わなければならない。
- 2 登録事業者は、保守点検業務に係る契約状況について、太陽光発電保守点検業務状

況報告書（別記第3号様式）により、毎年5月末までに知事に報告するものとする。

第6 登録事項の変更

登録事業者は、登録事項に変更が生じた場合は、太陽光発電保守点検事業者データベース登録事項変更届（別記第4号様式）を知事に提出するものとする。

第7 登録の廃止

登録事業者は、次の1から3までのいずれかに該当する場合は、太陽光発電保守点検事業者データベース登録廃止届（別記第5号様式）を知事に提出するものとする。

- 1 第2に規定する保守点検業務を行わなくなったとき
- 2 第4の1、2及び4に掲げる要件に適合しなくなったとき
- 3 登録を辞退しようとするとき

第8 登録の取消

知事は、登録事業者が第7の1又は2に該当することが判明した場合若しくは不正な手段により登録を受けたことが判明した場合は、登録を取り消すことができる。

第9 登録事業者の公表

知事は、登録事業者をホームページで公表し、発電事業者等への広報を図るものとする。

第10 免責

知事は、登録事業者が行う取引や契約等に関与しないものとし、発電事業者等との間で生じたトラブルや損害等について、いかなる責任も負わないものとする。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(別記第1号様式)

太陽光発電保守点検事業者データベース登録申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

和歌山県太陽光発電保守点検事業者データベース登録制度実施要領第3の規定により、太陽光発電保守点検事業者の登録を申請します。

フリガナ					
事業者の名称					
本社の所在地	〒				
県内の主たる事業所の所在地	〒				
電話番号					
HPアドレス					
保守点検業務の内容	営業区域				
	サービス対象設備	kW 以上		kW 未満	
	取扱メーカー				
知見や技術向上への取組実績	研修受講実績・保有資格				
	その他取組実績				
保守点検契約実績	10kW 以上 50kW 未満	50kW 以上 500kW 未満	500kW 以上 1,000kW 未満	1,000kW 以上 2,000kW 未満	2,000kW 以上

担当者	部署・氏名	
	電話番号	
	Eメールアドレス	

※太枠内の記載内容は県ホームページ上で公表します。

【添付書類】

- (1) 誓約書
- (2) 法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は住民票の写し（発行日から3ヶ月以内のもの）
- (3) 電気工事業登録証又は電気工事開始受理証の写し
- (4) 保守点検の業務内容を示す資料

(別記第2号様式)

太陽光発電保守点検事業者データベース登録通知書

年 月 日

様

和歌山県知事

和歌山県太陽光発電保守点検事業者データベース登録制度実施要領第3の規定により申請のありました太陽光保守点検事業者データベースへの登録について、同要領第4の1から4までの要件に適合し、登録しましたので通知します。

記

フリガナ		
事業者の名称		
本社の所在地	〒	
県内の主たる事業所の所在地	〒	
電話番号		
HPアドレス		
保守点検業務の内容	営業区域	
	サービス対象設備	
	取扱メーカー	
知見や技術向上への取組実績	研修受講実績・保有資格	
	その他取組実績	

(別記第3号様式)

太陽光発電保守点検業務状況報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

和歌山県太陽光発電保守点検事業者データベース登録制度実施要領第5の2の規定により、業務状況を報告します。

_____年4月1日時点

保守点検 契約実績	10kW 以上	50kW 以上	500kW 以上	1,000kW 以上	2,000kW
	50kW 未満	500kW 未満	1,000kW 未満	2,000kW 未満	以上
担当者	部署・氏名				
	電話番号				
	Eメールアドレス				

※保守点検契約実績欄は、4月1日時点における契約中の件数を、設備の規模別に記載してください。

※対象となる契約は、和歌山県内に設置されている太陽光発電設備の保守点検業務を内容とするもので、契約期間が1年以上のものであります。

※契約書等の証拠書類の提出は不要です。

(別記第 4 号様式)

太陽光発電保守点検事業者データベース登録事項変更届

年 月 日

和歌山県知事 様

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

和歌山県太陽光発電保守点検事業者データベース登録制度実施要領第 6 の規定により、登録事項の変更を届け出ます。

変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		
担当者	部署・氏名	
	電話番号	
	E メールアドレス	

(別記第5号様式)

太陽光発電保守点検事業者データベース登録廃止届

年 月 日

和歌山県知事 様

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

和歌山県太陽光発電保守点検事業者データベース登録制度実施要領第7の規定により、登録の廃止を届け出ます。

廃止理由		
担当者	部署・氏名	
	電話番号	
	Eメールアドレス	